

Re. Care デイサービス山科運営規程

(指定地域密着型通所介護・指定介護予防型デイサービス・短時間型デイサービス)

(事業の目的)

第1条 この規程は、有限会社エーエーイーが開設するRe. Care デイサービス山科（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護、指定介護予防型デイサービス、指定短時間型デイサービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態もしくは要支援状態にある高齢者又は事業対象者（以下「利用者」という。）に対し、適正な地域密着型通所介護、介護予防型デイサービス、短時間型デイサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、指定地域密着型通所介護の事業（以下「事業」という。）の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に要介護者（要支援者）の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）」及び「京都市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1 地域密着型通所介護・介護予防型デイサービス

- (1) 名 称 Re. Care デイサービス山科
- (2) 所 在 地 京都市山科区大宅甲ノ辻町1番地 グランディオス京都東1階
- (3) 事業単位 2単位 午前1単位 午後1単位
- (4) 利用定員 1日18人（1単位目18人 2単位目18人）

2 短時間型デイサービス

- (1) 名 称 Re. Care デイサービス山科
- (2) 所 在 地 京都市山科区大宅甲ノ辻町1番地 グランディオス京都東1階
- (3) 事業単位 2単位 午前1単位 午後1単位
- (4) 利用定員 1日2人（1単位目2人 2単位目2人）

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

1 地域密着型通所介護、介護予防型デイサービス

(1) 管理者 常勤1人(常勤兼務)

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 1人以上(サービス提供時間を通じて毎日常時1名以上配置する。)

生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。

(3) 介護職員 2人以上(サービス提供時間を通じて毎日常時1名以上配置する。)

介護職員は、利用者の介助及び援助を行う。

(4) 看護職員 1人以上(毎単位1人以上配置)

訪問看護ステーション連携により、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

(5) 機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練指導及び助言を行う。

2 短時間型デイサービス

(1) 管理者 常勤1人 (1の管理者が兼務)

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 相談員 1人以上 (1の生活相談員が兼務)

相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。

(3) 介護職員 2人以上 (1の介護職員が兼務)

介護職員は、利用者の介助及び援助を行う。

(4) 看護職員 1人以上(毎単位1人以上配置)

訪問看護ステーション連携により、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

(5) 機能訓練指導員 1人以上(1の機能訓練指導員が兼務) 機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練指導及び助言を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、8月中旬4日間(日程は事前通達)12月30日から1月3日までを除く。祝日営業。

(2) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。

(3) サービス提供時間

(地域密着型通所介護・介護予防型デイサービス)

・9時から12時05分：14時から17時05分までとする。

(短時間デイサービス)

- ・ 10時から12時：14時から16時までとする。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次に掲げるもののうち必要と認められるサービスとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準もしくは京都市長が定める額によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- (1) 日常生活動作の機能訓練
- (2) 健康状態チェック
- (3) 生活指導
- (4) レクリエーション
- (5) 送迎
- (6) アクティビティ（介護予防）

2 第9条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり100円を徴収する。

3 おむつ代は、150円を徴収する。

4 おやつ代は、1食あたり50円を徴収する。

5 日常生活において通常必要となる費用であり、利用者が負担すべきと考え、費用及び行事等利用者の希望によるレクリエーションに参加する場合の費用は実費を徴収する。

6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

7 前項の利用者等の支払いを受けたときは、その内容を記載した領収書を交付する。

8 事業所は、正当な理由なくサービス提供を拒まない。

(緊急時等における対応方法)

第7条 従業者は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業の提供により事故が発生した場合は、京都市、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者又は地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、事故の状況や事故に際して採った処置について、記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第8条 事業の提供に係る利用者やその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により京都市が行う文書その他

の物件の提出若しくは掲示の求め又は当該京都市からの質問若しくは紹介に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、京都市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、京都市山科区、伏見区醍醐北部地域（北醍醐、醍醐西、醍醐、池田、池田東）学区

(非常災害対策)

第10条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第11条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が取り扱う利用者及び家族等の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族等の個人情報を用いる場合は当該家族等の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第12条 当事業所の利用に当たっての利用者の留意事項は次のとおりとする。

- (1) サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示する。
- (2) 事業所内の設備や器具は本来の用法に従って利用し、これに反した利用により破損等が生じた場合は、必要に応じて修理費用等の実費弁償を行ものとする。
- (3) 決められた場所以外での喫煙は行わないこととする。
- (4) 他の利用者の迷惑になる行為は行わないこととする。
- (5) 金銭等の管理は各自で行うこととする。
- (6) 事業所での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動は行わないこととする。

(衛生管理等)

- 第13条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(虐待の防止)

第 14 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者に現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

(運営推進会議)

第 15 条 当事業所の運営する地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、利用者、利用者家族、地域住民及び地域包括支援センターの職員に対し、単に運営上の報告を行うだけでなく、事業所が地域との関係を構築していくうえで、利用者が地域に溶け込み、また地域住民が事業所及び利用者を理解することで、共に暮らせる関係を構築し、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

- 2 運営推進会議の構成員は、利用者又は利用者の家族、地域住民の代表者及び地域包括支援センターの職員とする。
- 3 運営推進会議の開催はおおむね 6 箇月に 1 回以上とする。
- 4 事業の活動状況を運営推進会議で報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴くこととする。

(その他運営についての留意事項)

第 16 条 事業所は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 3 か月以内
- (2) 継続研修 年 2 回以上

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業所は、事業に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、有限会社エーエーイーと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する

この規程は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する